

島根県報

平成20年12月16日 (火)

第 2,044 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定(地域福祉課)2生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出(") 2保安林予定森林(森林整備課)3地籍調査の成果の認証(用地対策課)3土地収用法の規定による事業の認定(") 3

【公告】

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 5

【特定調達公告】

島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施 (会 計 課) 5

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部) 8

【正 誤】

平成20年11月28日付け島根県報第2,039号中 (警察本部) 8

告示

島根県告示第971号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業	指定年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	大肥りの事未	名 称	所 在 地	16足平月口
特定非営利活	浜田市金城町久佐イ13	通所介護	リハビリ型デイサ	浜田市金城町今	平成20年11月20日
動法人 Being	89番地 1		ービスセンターな	福281番地1	
			ごみ		
特定非営利活	浜田市金城町久佐イ13	介護予防通所	リハビリ型デイサ	浜田市金城町今	平成20年11月20日
動法人 Being	89番地 1	介護	ービスセンターな	福281番地1	
			ごみ		
特定非営利活	浜田市金城町久佐イ13	居宅介護支援	居宅介護支援事業	浜田市金城町久	平成20年11月20日
動法人 Being	89番地 1	事業	所 こもれび	佐イ1389番地1	
社会福祉法人	出雲市白枝町396-2	介護予防通所	あすなろ指定通所	出雲市白枝町395	平成20年11月25日
あすなろ会		介護	介護事業所	-2	
株式会社 蔵	出雲市西園町500番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業	出雲市西園町500	平成20年11月26日
西	1	事業	所 蔵西	番地1	
株式会社 蔵	出雲市西園町500番地	通所介護	通所介護事業所	出雲市西園町500	平成20年11月26日
西	1		長浜味覚亭	番地1	
株式会社 蔵	出雲市西園町500番地	介護予防通所	通所介護事業所	出雲市西園町500	平成20年11月26日
西	1	介護	長浜味覚亭	番地1	
社会福祉法人	松江市浜佐田町125番	認知症対応型	グループホームひ	松江市浜佐田町	平成20年9月17日
聖徳福祉会	地	共同生活介護	さご苑	125番地	

島根県告示第972号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所			廃止年月日		
名 称	主たる事務所の所在地		名	称	所	在	地	
有限会社 ユ	松江市浜佐田町125番	認知症対応型	グループホ	ームひ	松江市	 演例	左田町	平成19年10月31日
ニットケア山陰	地	共同生活介護	さご苑		125番均	也		
有限会社 ユ	松江市浜佐田町125番	介護予防認知	グループホ	ームひ	松江市	 演任	生田町	平成19年10月31日
ニットケア山陰	地	症対応型共同	さご苑		125番均	也		
		生活介護						

島根県告示第973号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 鹿足郡津和野町中山778、781、782、1555から1558まで
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中山778、781、782、1555

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第974号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日	
た者の名称	明重を打りた時期	地籍図	地籍簿		咖啡力 口	
川本町	平成15年度~20年度	28枚	1 冊	川本(9)	平成20年12月8日	

島根県告示第975号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称
 - 出雲市
- 2 事業の種類

古志コミュニティセンター駐車場整備事業(古志採石関連環境整備事業基金活用)

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

島根県出雲市古志町字天庭地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「古志コミュニティセンター駐車場整備事業(古志採石関連環境整備事業基金活用)」(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(以下「法」という。)第3条第22号に掲げる施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、古志採石関連環境整備事業基金により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 古志地区では、古志コミュニティセンターや古志地区自治協会を中心に、各種コミュニティー活動が積極的に展開されている。しかし、その活動の拠点である古志コミュニティセンターは駐車場が不足しており、利用者には非常に不便であり、また、満車となった場合に場内で転回する場所がなく、市道本郷新宮線にバックで出る車両や進入待ち車両で当該市道が渋滞することもあり、交通安全上も問題のある構造となっているため地元から市に対し、駐車場の増設が要望されている。

その問題を解決するため、古志コミュニティセンターの既存駐車場に隣接する当該起業地に駐車場を整備することにより、一層の古志コミュニティセンターの利用促進につながるものと考えられ、地域の振興に資するなど、本件事業の施行による公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地内には特別に保全すべき動植物は見られず、また、文化財 については、建物建築を行わない駐車場のみの整備であるため、埋蔵文化財調査実施の必要はない旨、出雲市文化 財担当課に確認する等の措置を講じるなど、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本起業地に施設を整備することにより、生涯学習をはじめ、古志コミュニティセンターは地域の総合的な市民活動の拠点としての機能、市政全般の情報収集・提供などの機能が十分発揮できるとともに、地元の住民を中心に、市民の利用が十分に図れることが期待される。

また、交通安全上の問題点を解決する上でも、本件事業を早期に施行する必要が認められる。

なお、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要最小限の範囲内である と認められる。

さらに、収用の範囲は恒久的に利用する起業地の範囲内にあり、合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所 (財政部財政課管財室)

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量(基盤地図情報整備作業)

2 作業地域

東出雲町

3 作業期間

平成21年1月9日から平成21年3月27日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品の名称及び予定数量

入札区分A 島根県行政情報ネットワーク用パソコン (西部地区) 51台

入札区分B 島根県行政情報ネットワーク用パソコン(東部地区) 268台

(2) 調達する物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成21年3月19日まで

(4) 納入期限

平成21年3月19日

(5) 納入場所

島根県内とし、詳細は入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札は、パソコン1台当たりの単価で行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定に基づき、営業種目が大分類1(文具・事務用機器類)、中分類(4)(情報処理機器)の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- 3 入札説明書の交付等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階

島根県出納局会計課 用度グループ

電話 0852-22-5336 ファクシミリ 0852-22-5963

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
 - ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。
 - イ 交付期間は、本公告の日から平成20年12月26日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号) 第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
 - ウ 電子ファイル (PDF及びExcel形式) による交付を希望する者には、電子ファイル (PDF及びExcel形式) を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、交付期間中に、法人名 (法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号、返信先電子メールアドレスを明記して上記(1)まで申し込むこと。
- (3) 入札参加資格の確認
 - ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知 事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- イ 提出期限 平成21年1月20日(火) 午後5時
- ウ 提出場所 上記(1)の場所
- エ 提出方法 持参又は書留による郵送(提出期限必着)
- 4 入札及び開札の日時並びに場所等
 - (1) 日時

入札区分A 平成21年1月29日(木) 午後1時30分入札区分B 平成21年1月29日(木) 午後1時50分

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室

(3) 郵便による入札については、平成21年1月29日(木)午前11時までに上記3(1)の場所に到着していること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請等に必要な書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島 根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

- 6 Summary
 - (1) Name and quantity of the products to be supplied:
 - A. Personal Computer for Shimane Prefectural Information Network: 51
 - B. Personal Computer for Shimane Prefectural Information Network: 268
 - (2) Deadline for submission of tender:

A.29 January 2009, 13:30

B.29 January 2009, 13:50

(Deadline for submission of tender by registered mail: 29 January 2009, 11:00)

(3) Contact Point:

Supply Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken

690-8501

JAPAN

TEL: 0852-22-5336 FAX: 0852-22-5963

公安委員会規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月16日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第17号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の部の次に次のように加える。

オウム真理教犯罪	第6条第1項	裁定申請書の受理
被害者等を救済す		
るための給付金の		
支給に関する法律	第8条第1項及び第2項	裁定のための調査及び照会
(平成20年法律第		
80号)		

附則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

正	誤
---	---

平成20年11月28日付け島根県報第2,039号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から8	第■号	第91号
	下から7	第■号	第92号